

一般環境土壌のダイオキシン類常時監視業務委託

仕 様 書

令和 7年 2月

岡山市環境局環境部環境保全課

# 第 1 章 一 般 事 項

## 第 1 節 総 則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は本市の責めに帰する場合を除き、すべて受託者の負担とする。

### 1. 1. 4 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

### 1. 1. 5 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

## 第 2 節 現場管理

### 1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。  
また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

### 1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

### 1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

### 1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

## 第 2 章 特 記 事 項

### 第 1 節 概 要

#### 2. 1. 1 (委託業務概要)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、一般環境土壤のダイオキシン類の状況を常時監視するため分析を実施するものである。

#### 2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、試料採取及び分析にあたっては、人員、機器等全て受託者によるものとし、発生した費用についても全て受託者が負担するものとする。

##### (1) 試料の種類

一般環境土壤

##### (2) 調査地点、分析項目及び検体数等

表 1 のとおりとする。なお、ダイオキシン類については、任意の 1 地点について、二重測定を 1 検体実施すること。

表 1 調査地点、分析項目及び検体数等一覧表

年度 毎 番 号	メッシュ 番号	調査地点名	所 在 地	緯 度	経 度	分析項目(検体数)		
						ダイオキシン類	強熱減量	含水率
1	L-17	馬屋下小学校	北区松尾105-1	34°41'48.1"N	133°51'45.3"E	1	1	1
2	M-17	津島小学校	北区津島本町19-1	34°41'27.4"N	133°54'31.0"E	1	1	1
3	M-18	大元小学校	北区大元上町9-43	34°38'57.8"N	133°54'00.0"E	1	1	1
4	N-17	旭竜小学校	中区八幡8-1	34°41'15.8"N	133°56'51.3"E	1	1	1
5	N-18	平井小学校	中区平井四丁目19-52	34°38'16.0"N	133°56'44.2"E	1	1	1
6	N-19	福島小学校	南区立川町3-37	34°36'30.6"N	133°56'52.2"E	1	1	1
7	N-20	郡公園	南区郡3004-119	34°34'54.4"N	133°57'20.4"E	1	1	1
8	O-18	政田小学校	東区政津850	34°38'04.1"N	134°00'09.5"E	1	1	1
9	O-19	六番川ゲートボール場	東区升田地内	34°36'52.6"N	133°59'55.6"E	1	1	1
10	P-20	小串スポーツ広場	南区小串1037-1	34°35'02.3"N	134°02'01.5"E	1	1	1
ダイオキシン類二重測定						1		
合計(検体数)						11	10	10

(3) 試料採取日時等

次のとおり実施すること。

- ア 試料採取日時等については、監督員と協議し監督員の指示に従うこと。なお、原則として小学校の夏休み期間中（7月下旬から8月下旬まで）に行うこと。
- イ 学校での試料採取日の1週間前までに試料採取日、試料採取予定時間及び試料採取者名等の連絡調整等は全て受託者が行うこと。
- ウ イの完了時に、各地点での試料採取日時の予定表を委託者に報告すること。
- エ 採取器具等の準備は全て受託者において行うこと。なお、これらにかかる費用は、全て受託者が負担するものとする。
- オ 試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生した場合、改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時は監督員と協議して決定するものとする。

(4) 周辺状況の記録

試料採取の際、採取場所周辺を巡回し、周辺の状況等を極力把握するものとし、野焼き等の測定値に影響を与える可能性がある状況を発見した場合は、詳細に記録すること。

(5) 調査方法及び分析方法

本委託業務履行に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則（平成11年法律第105号）に準拠するものとし、詳細な方法については、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局土壌環境課）」等を参考にすること。

試料採取後は原状どおりに埋め戻し、小学校等の利用者の安全に配慮すること。

(6) 分析結果の報告等

- ア 分析の結果、異常値等が検出された場合は直ちに環境保全課に連絡すること。
- イ ダイオキシン類濃度については、分析結果が出次第、速報値として報告すること。
- ウ 分析終了後も15日間は検体を保持しておくものとし、分析値の確認のための再分析もしくは検体の提出等を求められた場合は応じること。

(7) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

2. 1. 3 （提出書類）

本委託業務に関する提出書類は下記のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。また、調査結果の速報値を電子データで速やかに報告すること。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届 1部

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。  
ただし、委託者が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表 1部

ウ 委託業務着手届 1部

(2) 委託期間中に提出する書類（試料採取日から45日以内に提出すること。）

ア 委託写真帳 1部

採取地点の周辺状況、採取状況及び採取試料について撮影すること。なお、撮影に際しては委託用塗版にて表示すること。

イ 委託報告書 1部

(ア) 濃度計量証明書

クロマトグラフの分析結果については提出不要とするが、委託者が報告を求めたときは提出すること。

(イ) 調査結果一覧表

**別紙1**の報告様式に必要事項を入力し、書面及び電子データで提出すること。なお、電子データ（様式）は委託者から受託者へ提供する。

(ウ) 試料採取地点位置図

(エ) 試料採取記録表

(オ) 分析結果の評価及び考察事項

(カ) 環境省報告様式

**別紙2**の報告様式に必要事項を入力し、電子データのみ提出すること。なお、電子データ（様式）は委託者から受託者へ提供する。

(3) 完了後に提出する書類

ア 委託業務完了通知書 1部

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 4 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 5 (注意事項)

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受

託者に対し、適合するように指示することができる。

- (3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- (4) 受託者は、各調査地点の施設管理者の協力のもと調査が実施できることを認識し、事前の連絡調整、駐車場所の確認、作業前後の挨拶等について確実に実施すること。